

# Abeanary 通信

## ～トピックス～

1. 老後資金を用意するには
2. 税務カレンダー（2024年3月、4月の税務）
3. おすすめ書籍のご紹介



## 経営者の名言シリーズ

何をやるにしても考えて考え抜く。それが私の一生である。

出光佐三（出光興産創業者）

※経営者100の言葉より引用

### 老後資金を用意するには

#### ◆年金だけで生活するのはますます難しく

老後不安と言われていても実際は50代になってからようやく年金について意識する人が多いと思います。しかし高齢者の増加と若年労働力の不足で年金受給額は目減りする傾向で推移しています。簡易生命表によると2022年時点で日本人の平均寿命は男性81.05歳、女性は87.09歳です。

中年より下の世代も公的年金以外の生活の手段を打っておく必要があるでしょう。

#### ◆老後に必要なお金

総務省家計調査報告(2022年)によれば1世帯で平均は月額約244,000円です。一方厚労省の2022年の夫婦のモデル年金の受給額は約22万円です。これは夫が老齢基礎年金は満額、老齢厚生年金は平均標準報酬月43.9万円で40年間加入したと想定、妻は専業主婦で既得年金が満額支給されたときの想定なので現状とかなりちがうかもしれません。

ですからこの条件の年収がもう少し低い層や自営業者などは年金だけでは不足することが目に見えています。国民年金だけの加入者は会社員や公務員などの厚生年金や共済組合の加入者より受け取る年金額は少なくなっています。ここで比較をしてみましょう。国民年金と厚生

年金に38年間加入した時との比較をしてみると在職中平均年収と年金見込み額(厚生年金)

- ・400万円…約6.0万円/月
- ・500万円…約7.3万円/月
- ・600万円…約9.7万円/月
- ・650万円…約11.5万円/月
- ・800万円…約12.6万円/月

上記に基礎年金の月額6.5万円を足します。

これと比較して国民年金は収入に関係なく月額約6.5万円です。これだけでも大きい差があることがお分かりでしょう。

#### ◆どのように備えるべきか

貯蓄の他、国民年金基金や小規模企業共済、iDeCo、民間の個人年金、終身保険、つみたてNISA等非課税で積み立てできるものも多く、早めに老後資金を確保したいものです。投資についてはどのくらいのリスクまでなら許容できるかをよく考えて行いましょう。長い期間かけて積み立てて運用していくことになるので、準備は若いうちから考えておくことがよいでしょう。

## 2024年3月の税務

3月11日

- 2月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付

3月15日

- 前年分贈与税の申告（2月1日から3月15日まで）
- 前年分所得税の確定申告（2月16日から3月15日まで）
- 所得税確定損失申告書の提出
- 前年分所得税の総収入金額報告書の提出
- 確定申告税額の延納の届出書の提出（延納期限：5月31日）
- 個人の青色申告の承認申請（1月16日以後新規業務開始の場合は、その業務開始日から2ヶ月以内）
- 個人の道府県民税・市町村民税・事業税（事業所税）の申告

## 2024年4月の税務

4月10日

- 3月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付

4月15日

- 給与支払報告に係る給与所得者異動届出

4月30日

- 公共法人等の道府県民税及び市町村民税均等割の申告
- 2月決算法人の確定申告<法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・（法人事業所税）・法人住民税>
- 2月、5月、8月、11月決算法人の3月ごとの期間短縮に係る確定申告<消費税・地方消費税>
- 法人・個人事業者の1月ごとの期間短縮に係る確定申告<消費税・地方消費税>
- 8月決算法人の中間申告<法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税>（半期分）

4月1日

- 個人事業者の前年分の消費税・地方消費税の確定申告
- 1月決算法人の確定申告<法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・（法人事業所税）・法人住民税>
- 1月、4月、7月、10月決算法人及び個人事業者（前年12月分）の3月ごとの期間短縮に係る確定申告<消費税・地方消費税>
- 法人・個人事業者（前年12月分及び当年1月分）の1月ごとの期間短縮に係る確定申告<消費税・地方消費税>
- 7月決算法人の中間申告<法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税>（半期分）
- 消費税の年税額が400万円超の4月、7月、10月決算法人の3月ごとの中間申告<消費税・地方消費税>
- 消費税の年税額が4,800万円超の12月、1月決算法人を除く法人の1月ごとの中間申告（11月決算法人は2ヶ月分）<消費税・地方消費税>

- 消費税の年税額が400万円超の5月、8月、11月決算法人の3月ごとの中間申告<消費税・地方消費税>

- 消費税の年税額が4,800万円超の1月、2月決算法人を除く法人の1月ごとの中間申告（12月決算法人は2ヶ月分）<消費税・地方消費税>

○軽自動車税(種別割)の納付（4月中において市町村の条例で定める日）

○固定資産税（都市計画税）の第1期分の納付（4月中において市町村の条例で定める日）

○固定資産課税台帳の縦覧期間（4月1日から20日又は最初の固定資産税の納期限のいずれか遅い日以後の日までの期間）

○固定資産課税台帳への登録価格の審査の申出（市町村が固定資産の価格を登録したことを公示した日から納税通知書の交付を受けた日後3月を経過する日までの期間等）

## おすすめ書籍のご紹介

### 【新NISA完全攻略】月5万円から始める「リアルすぎる」1億円の作り方



ジャンル	ファイナンス	トレンド
著者	山口貴大（ライオン兄さん）	
出版社	KADOKAWA	
定価	1,650円（税込）	出版日 2023年11月09日
評点		
総合	3.7	明瞭性 4.0
革新性	3.5	応用性 3.5

投資の入門書では、インデックスファンドへのつみたて投資、いわば「ほったらかし投資」が定番であるが、本書の特徴はその切り崩し方の試算例も豊富に掲載していること、そしてただの「ほったらかし」からの卒業を促していることにある。投資の最終目標はお金を増やすことではなく、増やしたお金を使うことである。資産の切り崩し方がわからなければ、人生の終盤で大損をしてしまうことになりかねない。そうならないためには、ただのほったらかしで終わらずに、金融リテラシーを身につける必要がある。新NISAをきっかけに投資を始めようとする人にも、すでに投資を始めている人にも、学びの多い一冊になるはずだ。

- ◆◆◆詳細が気になった方はぜひ、「フライヤー」をご利用ください◆◆◆

書籍要約サービス「フライヤー」の詳細・お申込みはこちら



株式会社 アビーナリーマネジメント  
税理士法人 アビーナリーマネジメント  
株式会社 アビーナリーネクスト



〒980-0811  
仙台市青葉区一番町1-9-1  
仙台トラストタワー7F  
TEL: 022-225-5090  
FAX: 022-225-5091  
<https://abn-m.or.jp>